

東北域内周遊促進補助金 募集案内

提出先・お問い合わせ先

仙台市文化観光局東北連携推進室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎4階

[電話] 022-214-8482 (平日9時から17時) [FAX] 022-214-8456

[Eメールアドレス] bun008620@city.sendai.jp

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏等との行き来や長距離の移動を伴う旅行が懸念される中、東北域内の周遊という新たな観光需要の掘り起こしにつなげるため、東北域内に特化した旅行商品の造成及び販売を行う旅行者への支援を目的とします。

2 補助対象者

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた事業者であること
- (2) 仙台市内に営業所を有すること
- (3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること
- (4) 本市の市税を滞納していないこと
※市税の徴収の猶予が認められている場合、市税を滞納していないこととして取扱います。
- (5) 暴力団等との関係を有していないこと

3 補助対象となる旅行商品

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 募集型企画旅行であること(日帰りまたは宿泊を伴うもの)
[対象外となる例]
 - ・受注型企画旅行(社員旅行、修学旅行、合宿)
 - ・手配旅行(交通サービス手配のみ)
- (2) 仙台発着・東北域内(宮城県を除く)行き、または東北域内(宮城県を除く)発着・仙台行きであること
※東北域内(宮城県を除く)発着・仙台行き商品については、必ずしも最終目的地が仙台でなくとも、行程に含まれているもの(宿泊または観光素材)は対象とします。
[対象外となる例]
 - ・出発地に戻らないもの(現地解散等)
- (3) Go Toトラベル事業の対象であること
- (4) 仙台市内事業者を活用すること
[例]
 - ・往復の交通手段について、仙台市内に営業所を有する交通事業者を活用する
 - ・仙台市内に宿泊する、市内の観光施設見学や飲食店利用が行程に組み込まれている
- (5) 宿泊旅行の場合、宿泊と運送サービスのほか、※観光素材を行程に組み込むこと
※観光素材: 有料の観光施設、飲食店、地場産品、体験等
[例]
 - ・往復乗車券+宿泊+観光施設見学
- (6) 販売期間が交付決定日から令和3年1月31日(日)までの期間内であること

4 補助金額

・※旅行商品 1 件あたり 5 万円を補助します。

・1 申請者あたりの旅行商品数に上限はありませんが、旅行商品ごとに審査を行い、交付決定の件数に 5 万円を乗じた額を補助します。

※旅行商品 1 件の考え方について

[宿泊旅行の場合]

- ・同一行程、同一宿泊先の商品は 1 件とします。
- ・出発日が異なる商品であっても、同一行程、同一宿泊先であれば、1 件と数えます。
- ・同一行程であっても宿泊先が異なる商品は、別商品として数えます。
例:「〇〇温泉 A 旅館」で 1 件、「〇〇温泉 B ホテル」で 1 件
- ・同一宿泊先であっても行程が異なる商品は、別商品として数えます。
例:「A 旅館宿泊+笹かま手焼き体験」で 1 件、「A 旅館宿泊+こけし絵付け体験」で 1 件
- ・行程が一部重複していても、出発地域が異なる商品は、別商品として数えます。

[日帰り旅行の場合]

- ・同一行程の商品は 1 件とします。
- ・出発日が異なる商品であっても、同一行程であれば、1 件と数えます。
- ・行程が一部重複していても、出発地域が異なる商品は、別商品として数えます。

5 補助予定件数

600 件としますが、審査において「11 選考の視点」とともに以下の内訳を目安として総合的に判断し、件数を決定します。

(1) 仙台発着・東北域内(宮城県を除く)行き商品:400 件(各県 80 件)

[内訳] ・個人旅行:宿泊 220 件/日帰り 100 件
・団体旅行:宿泊 20 件/日帰り 60 件

(2) 東北域内(宮城県を除く)発着・仙台行き商品:200 件(各県 40 件)

[内訳] ・個人旅行:宿泊 110 件/日帰り 50 件
・団体旅行:宿泊 10 件/日帰り 30 件

※個人旅行の例:申し込み人数にかかわらず個別に催行されるもの

※団体旅行の例:一定数の申し込みをもって催行となり、バス等に同乗して移動するもの

6 補助対象経費

補助対象となる経費については、以下を参考にしてください。

- (例) ・企画調整費
- ・手配調整費
 - ・WEB 販売システム掲載にかかる経費
 - ・販売促進にかかる経費
 - ・その他、商品の造成販売に必要な経費

※補助対象経費の多寡による補助金額の変動はありませんが、旅行商品 1 件に相当する経費が補助金額を超える必要があります。

7 補助対象とならない経費

- ・公的な資金の用途として不適切な経費や必要性が低いと判断される経費

8 事前相談

申請にあたり、対象となる旅行商品等に関して事前相談をご希望の際には、令和 2 年 8 月 4 日（火）～17 日（月）の期間内に、会社名、担当者名、相談内容、連絡先等を電話または E メールにて問い合わせ先までご連絡ください。

9 申請方法

(1) 募集期間

令和 2 年 8 月 4 日（火）～8 月 17 日（月）15 時

（応募数が予定件数に満たない場合には、追加募集を行うことがあります。）

(2) 提出書類

- ① 東北域内周遊促進補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 東北域内周遊促進補助金旅行商品企画表（様式第 1 号の別紙 1～4）
- ③ 補助対象経費積算書（任意様式）
- ④ 市税の滞納がないことの証明書又は申請者が市税の徴収の猶予を認められている場合は、市税の徴収を猶予している旨を記載した納税証明書（両証明書ともに申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）

※各区税務会計課、各総合支所税務住民課で交付しています。

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 郵送または持参（提出書類②は E メールにて電子データも提出）

(5) 申請にあたっての留意事項

- ・提出書類①～②の様式は仙台市ホームページからダウンロードしてください。
- ・対象となる旅行商品の申請件数に上限はありません。申請は旅行業者ごとに行ってください。
- ・複数の旅行商品を申請する場合、提出書類①及び③はすべての旅行商品についてまとめて記載し、それぞれの旅行商品については提出書類②に記載してください。
- ・書類提出後、電話で東北連携推進室に書類到着を確認してください。

10 選考方法・結果の通知

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類により審査し、交付対象商品を決定します。

交付の決定・不決定に関わらず、8 月下旬頃までに選考結果を郵送します。

※交付の決定・不決定についての異議申し立て等は一切受け付けません。

11 選考の視点

- (1) 東北の魅力を活かすなどの独自性を有しており、東北域内観光への関心を高める内容であるか。
- (2) 仙台市内及び東北域内の観光関連事業者に寄与する内容であるか。
- (3) 催行の実現性が高い内容であるか。

12 実績報告について

交付決定されたすべての旅行商品の販売終了後 14 日以内に、下記書類を郵送または持参にてご提出ください(2)は E メールにて電子データも提出)。

- (1) 東北域内周遊促進補助金事業実績報告書(様式第 7 号)
- (2) 東北域内周遊促進補助金旅行商品販売実績表(様式第 7 号の別紙 1~4)
- (3) 補助対象経費精算書(任意様式)
- (4) 旅行商品販売証拠書類

13 補助金の交付について

実績報告をいただいたのち、仙台市が補助金額を確定させ、通知いたします。その後、「東北域内周遊促進補助金交付請求書(様式第 9 号)」及び仙台市所定の請求書(一般用)を提出してください。

14 補助金交付までのスケジュール(予定)

- ・募 集 開 始: 令和 2 年 8 月 4 日(火)
- ・申 請 締 め 切 り: 令和 2 年 8 月 17 日(月)15 時
- ・書 類 審 査: 令和 2 年 8 月 18 日(火)~20 日(木)
- ・交 付 決 定: 令和 2 年 8 月 21 日(金)
- ・プロモーションサイト掲載準備: 令和 2 年 8 月 24 日(月)~31 日(月)
- ・プロモーションサイト掲載: 令和 2 年 9 月 10 日(木)~令和 3 年 1 月 31 日(日)
- ・実 績 報 告: 対象商品販売終了後 14 日以内

15 留意事項

- (1) 旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮してください。
- (2) 本補助金交付に関連した聴き取り等にご協力ください。
- (3) 補助金の交付決定を決定した事業については、申請者名等を仙台市ホームページにて公表します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大等による外出自粛要請が発表されるなど、特別の必要が生じた場合には、補助金交付が決定した後であっても、その決定を取り消すことがあります。
- (5) 東北在住者を対象にした旅行商品であることから、販売時や申し込み時等の旅行者の確認に努めてください。
- (6) 旅行商品等の内容を変更するときは、事前に事務局にご相談ください。事務局が事業内容の変更申請が必要と判断した場合には、「東北域内周遊促進補助金事業変更承認申請書(様式第 3 号)」にて申請し、承認を受けてください。
- (7) 旅行商品販売等を中止するときは、「東北域内周遊促進補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号)」により、申請をしてください。
- (8) 補助金交付の決定を受けた場合であって、決定の内容または決定に付された条件に不服があるときは、「東北域内周遊促進補助金交付申請取下書(様式第 6 号)」により、補助金交付申

請を取り下げることができます。

- (9) 万が一、申請者等が、虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定または交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用した場合、または補助金等の交付の決定の内容や決定に付した条件、その他仙台市補助金等交付規則やこれに基づき市長が行った行政処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合、期限を定めて補助金等を返還していただきます。
- (10) 交付決定した旅行商品については、仙台市で制作するプロモーションサイトにてまとめて紹介し、各旅行業者の販売サイト等へ誘導します。旅行商品の情報や写真の提供にご協力ください。
- (11) プロモーションにあたり共通のキャンペーン名称及びロゴマークを制作予定です。各旅行商品等での露出をお願いします。

16 資料及び様式

【資料】

- ・東北域内周遊促進補助金交付要綱
- ・市税の滞納がないことの証明交付申請書(9(2)④を取得するための様式)
- ・(参考資料)サービス産業消費喚起事業(Go To トラベル事業)旅行会社・OTA 等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領

【様式】

- ・東北域内周遊促進補助金交付申請書(様式第1号)
- ・東北域内周遊促進補助金旅行商品企画表(様式第1号の別紙1~4)
- ・東北域内周遊促進補助金交付決定書(様式第2号)
- ・東北域内周遊促進補助金事業変更承認申請書(様式第3号)
- ・東北域内周遊促進補助金事業中止承認申請書(様式第4号)
- ・東北域内周遊促進補助金事業(変更・中止)承認通知書(様式第5号)
- ・東北域内周遊促進補助金事業交付申請取下書(様式第6号)
- ・東北域内周遊促進補助金事業実績報告書(様式第7号)
- ・東北域内周遊促進補助金旅行商品販売実績表(様式第7号の別紙1~4)
- ・東北域内周遊促進補助金確定通知書(様式第8号)
- ・東北域内周遊促進補助金交付請求書(第9号)

17 提出先・問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市文化観光局東北連携推進室

担 当: 金田、中俣

電 話: 022-214-8482

F A X: 022-214-8456

E-mail: bun008620@city.sendai.jp